

平成20年第3回京丹波町議会臨時会

平成20年8月29日（金）

開議 午前9時15分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

2番 坂本美智代君

3番 山内武夫君

4番 畠中勉君

5番 今西孝司君

6番 東まさ子君

7番 小田耕治君

8番 横山勲君

9番 西山和樹君

10番 山田均君

11番 室田隆一郎君

12番 篠塚信太郎君

13番 吉田忍君

14番 野口久之君

15番 野間和幸君

16番 岡本勇君

4 欠席議員（1名）

1 番 藤 田 正 夫 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長	松 原 茂 樹 君
副 町 長	上 田 正 君
教 育 長	寺 井 行 雄 君
会 計 管 理 者	藤 田 義 幸 君
参 事	田 端 耕 喜 君
瑞穂支所長	久 木 寿 一 君
和知支所長	藤 田 真 君
総務課長	谷 俊 明 君
監理課長	山 田 洋 之 君
企画情報課長	岩 崎 弘 一 君
税務課長	岩 田 恵 一 君
住民課長	伴 田 邦 雄 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
地域医療課長	下伊豆 かおり 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	松 村 康 弘 君
水道課長	中 尾 達 也 君
教育次長	野 間 広 和 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時15分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・室田隆一郎君、12番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第59号1件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

藤田 正夫議員から入院加療のため本臨時会を欠席する旨、届けが提出されていますので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

去る8月22日に京都市上京区の不動産開発会社から神戸市に保管中のPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等が、本年9月末をもって保管地の借地期限が到来し、継続保管ができなくなったとして、自社の親会社所有地である本町豊田地内に移動し保管するため、京都府知事あてに、PCB廃棄物等の移動にかかる計画書の提出があったところです。

当該PCB廃棄物等は、阪神・淡路大震災により損壊し、解体されたビルの地下に埋設放置されたPCB入りコンデンサーに端を発し、当時の報道によれば濃度は環境基準の最大24倍を検出したとされています。

PCBは、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサーなどの電気機器をはじめ、幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降その製造が禁止されたものの、以前の製造分等の廃棄については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処分を行うまで適正に保管し、同法が施行されてから15年の期間内である平成28年7月までに処分しなければならないとされています。

持込まれようとしている当該PCB廃棄物等は、合併後の平成17年10月12日に、汚染土壌ドラム缶約3000本のうち、800本を同上土地に保管するとの申出があり、京丹波町として汚染土壌の持込みは一切容認できないとの姿勢を貫き、京都府と連携する中、最終的には神戸市の市有地及び民間所有地を借り上げ保管されていたところです。

しかしながら、この借地期限の到来を理由に2箇所の保管地から全量に当たる汚染土壌ドラム缶476本、汚染廃棄物（ガラ、金属くず）等938本、トランス等機器類12台を本町の豊田地内に持込み保管しようとしています。

保管予定地は、国道9号線に沿い、近隣に府立須知高校や飲食店など人の出入りが極めて多い土地に近接しており、保管中の事故による漏えい流出や飛散など、安全な保管が担保される保障はありません。

本町は、町民の健康不安を排除し、安心して暮らせる生活環境を維持するため、いかなる場合もP C B廃棄物等の持ち込みを禁止する「京丹波町P C B廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例」を定め、断固持ち込み反対を表明するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田住民課長

○住民課長（伴田邦雄君） それでは議案第59号 京丹波町P C B廃棄物等持ち込み禁止に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましてはただいま町長から説明がありましたが、P C B廃棄物等保管するものにおきまして、最終処分の方法や時期が明確となっていない有害廃棄物、または、当該有害廃棄物に汚染された土壌を町内に持ち込ませないことによりまして、町民のそれら有害廃棄物等に心配される健康被害への不安を排除いたしまして、安心して暮らせる生活環境を維持しようというものでございます。

それでは条例案でございますが、第1条につきましては目的規定でございますが、P C B廃棄物等を保管するものが、いつそれをどのような方法で処分するのか明確に決定していないもの、つまりそういったものはそこにそのまま放置されるという恐れもあるわけございまして、その間におきましては保管容器の腐食でありますとか、地震・災害あるいは事故などによる想定されないような破裂・漏えい・飛散なども心配されるというところでございます。当然保管費用も必要でありますので、将来にわたって安全が保障されるかというとなかなかそうは言い切れないと思うところでございます。したがって、そうした不確実性のあるもの危険であるとは断定できないまでも危険でないとも断定できない、そういう不安要素のあるものを排除するというので、安心して暮らせる生活環境を維持するということを目的として定めております。

第2条につきましては、目的達成のための基本施策といたしまして、そうした最終処分がはっきりしていないP C B廃棄物等の持ち込みを禁止するとしております。

第3条につきましてはその立場の表明ということでございまして、町長は目的達成のために、関係機関等に基本施策を通告し、周知を図っていくという趣旨でございます。

第4条では権限といたしまして、持ち込みが疑われるような場合、関係者等に情報提供を求め、立ち入り調査をすることができるということです。

さらに第2項におきましては、違反したものの、つまり持ち込みが判明した場合、即時搬出

を求めることができるという規定でございます。

第5条につきましては町民の責務ということで、安心して暮らせる生活環境を守るためには、それぞれの町民の皆さんが持ち込みをさせないように、例えば土地を貸したり等含めまして努めていただく。いわば住民の皆さんの一致協力ということを規定したものでございます。

以上簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申しあげます。

○議長（岡本 勇君）以上説明のとおりであります。

これより議案第59号の質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) 提案されました条例の目的についてお尋ねしたいのですが、保管するものにおいて最終処分の方法もしくは時期が明確に決定していない有害廃棄物と規定がされておりますが、町長からありましたように、法律では平成28年までに汚染土壌以外のものについては処理をしなければならないということになっておりまして、全国5箇所の処理施設があるということになっております。例えばもっておる会社が一定の時期を明確にして、指定された処分の工場で処分をするということを提出した場合には、該当しないということになるのか伺っておきたい。

持込みをさせないという決意の表明でもあるのだということで、大事なことと思いますが、そういう視点から町民の責務というのがありますが、条例を制定して、町民にも条例の内容をしっかりと理解していただくということで啓蒙啓発していかなければ、土地を貸したり等も起こりますので、そういうことをどうされるのか。町民の責務があるということは町としての責務として啓蒙啓発等責任があるということで、町としての責務も明確にする必要がるのではないかと思います、合わせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長

○住民課長（伴田邦雄君） 時期、方法がはっきりすればどうかというご質問ですが、この条例では当然確証が得られればそういうことになると思いますが、現在PCB等の廃棄物の処理に関しましては、数年後に処理をしますよというのはありえないというふうになっております。したがって、数ヶ月前、半年前ぐらいにそうした通知がされるということになっておりますので、そういった意味では短期間のうちにこちらに保管するというのも実際は考えにくいと考えております。

町民への啓発ということについては、広報、区長さんを通じまして周知徹底を図っていく

ということですが、その他詳細につきましては別途規則で定めていきたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） 基本的に特措法については処理について京都府とか神戸市が処理の基本計画をつくるということになっておりまして、移動とかそういうものについては厳重な計画をつくっておられると思うのですが、神戸市が2年間の賃貸契約が終わったからといって保管を拒否して移動させるということは基本計画に照らしてみてもおかしいのではないかと、自治体が基本計画等つくっておいて安易に移動をさせるということは基本計画に沿っているのかどうかという疑問があるのですが、神戸市さんにも町としての思いを伝えることができるのではないかとと思いますが、その点について基本的なことですが町長にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 私は昭和43年にこうしたことが明確に毒性が認定されたということでありまして、47年には製造が禁止されたということでありまして。

それ以後製造を禁止したからといってPCBそのものがすべてこの世から消え去ったわけではありませぬし、それぞれのところに存在している。これをいかに平成28年の処理期限までに処理するか、そしてその間安全に保管をするかということであろうかと思っております。

基本的にはそのものがある場所、個々で責任を持って保管をされるべきというふうに思っております。現状こちらに持ち込もうとされておりますものにつきましても、震災後のビルの跡地から見つかったものでありますし、こういったものについては当然今保管をされている企業、あるいは神戸市のほうで十分安全性を確認しながら保管をされるべきというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 私も町長に改めてお尋ねしておきたいのですが、条例を作ってすべてを阻止できることではないということで、町の決意ということも表明されたのですが、今後条例は条例で必要と思っておりますが、条例だけで阻止できないということを考えると、他に考えておられるのか。

上位法との関係もお聞きをしたのですが、整合性はされていると思っておりますが、許認可といえますか京都府になっておりますので、京丹波町としてできる範囲が限られてくるという問題はありますが、相手の会社に対しては禁止の通知、困るという阻止の通知をしたということです。

住民団体が直接神戸市に言うことはいいと思いますが、町がどこまでできるかということもありますが、あらゆる方法でやるということが必要だと思いますが、現時点で条例の阻止を含め阻止のためにどのように考えておられるのか。

先ほど町の責務のことを言ったのですが、規則でということでしたが、条例を制定することによってももちろん責任もかかってくるわけですから、どういうように、条例に基づいてやるということですが、もちろんこれは町民に周知徹底もしなければならないわけでございますし、その辺については区長会にという話もございましたが、具体的にもう少ししっかり内容を噛み砕いて町民にも知らせていくということも必要だと思いますし、区長会も開かれたという説明もありましたが、今の時点では丹波地区だけということになっておりますが、京丹波町としての大きな問題でもありますし、課題ですし、先ほど町民の責務のことを言われましたが、これは京丹波の地内であればどこでもその可能性を持っているわけでございますので、そういうような阻止の運動は運動としながらも全町的に町民にも理解して徹底していくと、そして、今回のこの阻止も全町民の力で運動で阻止をしていくことが非常に大事だと思いますが、この条例と合わせて、つくることと同時にそういうことの必要性を感じるわけですがそのへんの町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 町としてどう動いていくかということではありますが、本日こうして持ち込み禁止に関する条例を提案させていただいているところでございまして、これを議会でお認めいただければ即座に京都府のほうへ本日お伺いをし、私どもの思いを理事者に伝える。

そうした中で私の思いとしては4年半前の鳥インフルエンザを思い起こしておるわけですが、これも町民の瑕疵とかそういうことではなく、ふってわいた24万羽という大きな被害を出した事件であったわけですが、このことによって周辺住民はもちろん、町民としても精神的苦痛、そして風評被害がいまだ消え去らぬ状況にあるわけでございます。誰しもが経験したことのないような苦い思いをした町民、そして町にとりまして、今回の事案も私どもが引き起こした、あるいは不慮にしてこうしたものが町内から見つかったということではなく、遠く離れた神戸市で汚染され保管されているものを、また私どものところにいつ処理ができるかわからない状況の中で保管をされるということは追い討ちをかけ、このことによって4年半どころではない先々長い期間にわたって平穩に暮らしてきた町民の生活を脅かす事態を招きかねないという強い憤りを感じているところでございまして、断固持ち込みを反対したいというふうに思っておるところでございます。

今後の状況につきましては、この条例をご可決いただくことができましたら、京都府と連

携を図りながら行政間同士ということもありますので、京都府のほうから神戸市長のほうに強く京都府としてのそして私どもの思いをお伝えいただくということを繰り返しいただくよう要請をするつもりであります。

当然、持ち込もうとされております株式会社シスコ・アセット・マネジメント社に対しても、今日の結果を知らせ、その意志の強さを相手側に伝えたいというふうに思っておりますし、住民の皆さん方でお集めをいただいております署名も合わせて京都府並びに相手の会社に届けるつもりであります。

今後の住民の皆さんとの徹底的な対応ということについては9月1日からという情報でありますので、広く呼びかけることは現実的に難しいということで、丹波地区のみになっておるところでございますが、1日からは須知高校も2学期が始まるわけでございますし、保護者の皆さんにも呼びかけをしていきたいというふうに思います。さらに蒲生野中学校等も隣接をいたしておるわけですし、そうした親御さんも含めて断固持ち込み阻止に向けてご協力を依頼申しあげたいと思っております。

議員仰せのとおり、全町的な問題でございますので、本日以降瑞穂、和知地区の住民の皆さん方にも呼びかけをし、さらなる署名活動あるいは反対運動を展開していただけるようにご依頼を申しあげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 11番 室田君

○11番（室田隆一郎君） 平成17年度から環境保全等に関する条例というのが既に施行されておまして、これも根拠法にいろいろと問題点もあったわけでございますが、先進的な事例としてこのまちにも大きな効力を発揮しておるという状況でございます。

今回提案をされております公害から住民を守るこの条例につきましては私ももろ手を挙げて賛成をする立場であります。現在地方自治体は憲法第94条におきまして国が定める法律に基づいて行政が行われているわけですが、法律だけでは不十分である場合、法律の範囲内で条例を制定することができるということになっております。また、地方自治法第14条の1項にも法令に違反しない限りとしております。さらに4項におきましては都道府県の条例に違反するときは当該市町村の条例はこれは無効とする。こうしたことを勘案されながら今回の条例の提案となったわけでございますが、先ほど山田議員からも関連の質問がありましたが、府の関連条例は現在どうなっているのか。この点につきまして先日も届出制による等いろいろ説明がありましたが、この条例はどうなっているのかお聞きをしておきたいと思っております。

本日の読売新聞にこのような条例は全国で珍しいと書いてあります。なぜ珍しいと書いて

あるのか、町長にこの解釈をお聞きしたいと思います。

平成12年から施行しました地方分権一括法によりますと、機関委任事務、団体委任事務といった地方自治体の事務区分が廃止をされてまいりました。地方自治体の条例制定権がこのようにして大幅に拡大されてきたという条例でございまして、そうすると法律の範囲内、あるいは法令に違反しない限り、こういう条文につきましても、必ずしも我々厳格に受け止めることが適当ではないのではないかとこのように思うわけですが、こうして自治体の裁量が法的に優位になってきたということで実際自治体の流れになってきているという風に報道もされております。和もそのように感じるわけですが、この辺について町長の見解をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 京都府の条例等の関係もあるわけですが、提案させていただいているような事例は全国でも珍しいというのは、環境省の見解であろうと思います。それだけにそれぞれの場所で現状安全に保管されているのではなかろうかというふうに思います。それはそこから出たものであるからここで処理ができるまで保管をしようという住民合意が形成されているのではないかと私は思っております。それを動かそうとするとやはりなぜという疑問は当然わいてくるのでありましょうし、さらに特措法によって保管後、当該都道府県知事に対して届出をすればよいという特措法だけでは私どもは到底理解できないという中で、その意思をどう表現するかということについて、京都府の条例もあるわけですが、京都府は京都府なりに私どもの思いをしっかりと受け止めていただいて、その中で神戸市に対して強く働きかけをしていただくべきだというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 11番 室田君

○11番（室田隆一郎君） 関連条例について具体的にご答弁いただきたい。

それから罰則規定がこれにはございませんが、そのへんはどうなっているのかお尋ねしたい。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長

住民課長

○住民課長（伴田邦雄君） 京都府の関連条例につきましても、府民の健康を守る等々ありますが、京都府の条例で規制がありませんかということで問い合わせましたが、今回のケースにつきましても直接対応できるものはないということでした。

罰則規定につきましても考えられなくもないことですが、実際問題としてこの条例そのものは特措法とバッティングするということは考えておりませんが、基本的には特措法により

まして、一応移動というのは事後届でよいということになっております関係から、それをあえて違う趣旨ということで規制をしておるわけですが、そういった均衡上罰則規定まではどうかということで設けておりません。また、罰則規定につきましても罰金をつけてどうするのか、また仮に罰金を払ったらいいのかということではないと考えております。やはり住民合意といいますか、町的意思表示を示し、それによって、止めるというような態度で臨んでいきたいと考えて制定をしたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番（西山和樹君） 先ほどからいろいろとお聞かせいただいておりますが、当然にこれは反対する意思はございませんで、ぜひ成立させていただきたいと思っております。

この条例といいますのは拒否権行使を確立するという意味での条例だろうと思います。

いろいろあるのですが条例として最低限度のことを決めておけばいいんだろうとわたしは思いますが、さっきありました罰則規定というのはともかくといたしまして、損害賠償の規定は定めておいたほうがよいのではないかと。これは始期から収容に至るまでその期間に発生した損害を賠償するという規定は民法上にあるわけですが、これにははっきり書いておいたほうがいいのではないかと気がします。

町民の責務というのが第5条に書いてあるわけですが、土地所有者の責務と権限、所有権の絶対というひとつの法律上の学説があるわけですが、所有者が自分の権利を行使するという今回の場合もまさにそれに適用するのですが、町民以外の方が所有する土地においてこういう問題が多々発生している。直接的に関係ございませんが、旧瑞穂町の井尻の産業廃棄物の放置、あれは仮置きではなく私は放置というように考えておりますが、ああいう問題もすべて土地を買って何をしようか、一時は地上げ等よくはやりましたが、ああいう問題から派生してきて、いま現在、特に町外部の人、しかもこの近辺の人ではなく利殖のためだけとは思えないような土地の所有者がいっぱいいる。そういう人たちの義務というようなものも明確になっていない。それによって被害を被っているのはすべて町民であるということは明らかであります。特に雑草の放置してあるようなところ等、そういう問題もありましてそういうものに対する何らかの規制が必要なのではないかと。今回の場合なんかでも、町民が一生懸命持ち込ませないよう言っているけれども、私の土地に私が置いてなぜ悪いという理屈からいきますと、いささか我々土着の住民としては悲しいものがあるというふうに考えております。そのあたりのことについてどのように解釈されているのか、非常に大事なことと思っておりますので、この点お伺いをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君）　まず本条例に損害賠償の条項を設けてはどうかということですが、私の思いとしてはそうしたことは持ち込みをある意味では容認をしているということも考えられますので、全面的にこの条例については一切持ち込ませないということで、それ以後の対応については一切考えないという強い意志を表明したいというふうに思っておるところでございます。さまざまの町外の皆さん方が、わたしどものまちの中で土地をたくさん保有されておるわけですが、議員仰せのとおりそれぞれ地権者の権利もあるわけでありますので、そこは適切な使用をいただきたいというのが町としての思いであります。時としてこうした場合がおきたときに容認できないものについては明確にその意思を伝えていき、それで考え方を改めていただくように努力をするということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本　勇君）　　9番　西山君

○9番(西山和樹君)　別に容認をするかしないの問題ではなく、そういう意思表示をしたことによって始まる損害というのが、心理的損害も含めてあるということです。そういうことに対する損害をまどいなさいという規定はあっても問題はないというふうに考えております。極端なことを申しあげますと、こういう意思表示がなければ我々も豊田区民を含めて全員でわいわいという必要はないのであり、石を投げて波紋を起こした責任は取っていただきたい。当然それに対する損害賠償こういうふうに私は結び付けてしかるべきではないかと考えますので、問題が起こって後それに対する損害を求めるものではない。それが目的ではないというふうに考えたわけですが、決して容認はしてはならんわけですし、することもないというふうに私は考えております。ただそういうふうな論理の問題ではなく、持ち込ませないことがもちろん何よりも大事なことです。そういうことが起こらないように前もって言っただけで損害賠償されるということがあっても私はいいのではないかと考えます。

○議長（岡本　勇君）　　松原町長

○町長（松原茂樹君）　これはこうした相手側の申出によって起こっておる案件でございますので、こうしたことによって住民の皆さん方も直接動いていただいておりますし、本町としても何らかの業務に影響を来たしておるわけですが、町民の安心安全な暮らしをなんとしても守り抜くという思いでは最重要な行政課題であるという認識でございますし、やって当然という思いでございます。その中で議員ご指摘のような損害賠償に発展するようなことにつながっていくところが出てくれば、当然顧問弁護士と十分相談をしながら、損害賠償請求を起こすということはこの条例以外でも考えられることではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 町長にもう1点お尋ねしておきたいのは、条例を作るまでのことですが、条例はなかなかむづかしいということで、実力行使をするということも表明されておりましたが、条例をふまえて実力行使ということは今後考えておられるのか。

それから第3条の立場の表明というところがありますが、町長が第1条の目的を達成するために国や関係機関に基本施策を通告して、その立場を明らかにするとありますが、この場合に国と関係機関と限られておりますが、もう少し幅を持たせてなどとか等を入れておけばいろいろこの条例に基づいて立場を明らかにできると思いますが、この辺のことはどうであったのか見解を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 最初に立場の表明等についてであります。今おきております問題は上位法のPCBの特措法が根拠法律で動いているということもありますので、これは私の思いとしては現状の動きを見ますときに、国、府それぞれの関係機関に町としてのしっかりした意思を表明していく、あるいは伝えていくということが大事であろうというふうに思ってこういう内容にさせていただいたところでございます。もちろん、その他も考えられるところはあるわけですが、そうした部分につきましては6条で定めさせていただいておりますように規則で補完をしていきたいというように思っております。

また、さまざま実力行使も辞さないということで今日まできておりますが、今、こうした条例も含めて住民の皆さん方にも呼びかけて、現実この10時半から集会もいただけるようでございますので、これもその範疇に入ると思っております。決して数を持って威圧をしていく等そういう暴力的なことを意味しているわけではありません。体を張って阻止をしていくというものも冷静に考えていかなければならないと思いますし、私どもは肅々と取れるものをしっかりやるということを、住民運動を主として、私どももどう相手側に伝えていくか、あるいは前面に立っていただける京都府にどう具体的に動いていただけるか、このことを断念していただけるまで続けていくという覚悟でございますので議員各位にもご支援を賜りましたらありがたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

12番 篠塚君

○12番（篠塚信太郎君） ただいま上程になっております平成20年議案第59号 京丹波町

P C B 廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

P C B（ポリ塩化ビフェニル）は、人体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすく、発がん性があり、皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことがわかっております。昭和47年には、米ぬか油による食中毒患者数が1万3,000人にも上る「カネミ油症事件」が発生し、その毒性が社会問題化したところでもあります。「カネミ油症事件」をきっかけに、わが国では、昭和47年以降は製造、輸入、使用の原則禁止措置がとられましたが、処理施設の設置が進まなかったことから、結果として多くのP C B 廃棄物等の保管が続いている状況にあります。

今回、民間業者が神戸市内に保管している有害物質であるP C B 廃棄物や汚染土壌などを、本町の豊田地内に移動し、保管しようとしています。持ち込もうとしている場所は、隣接地に農機具販売店と石材店が、近隣には府立須知高等学校、レストランや民家などがあり、国道9号に隣接していることから、人と車の往来が激しい場所です。

このような場所で、天災や容器の腐食など、何らかの状況で、P C B が敷地外に漏れた場合は、町民や生徒に大きな健康被害と豊かな自然環境を破壊することは、明白であります。

P C B 廃棄物と汚染土壌の京丹波町への持込に強く反対する住民の署名運動が「京丹波町民の豊かで安心して暮らせる生活環境を守る会」により取り組まれているところであり、本日P C B 持ち込み阻止住民決起集会も開催される予定であります。

このように大きな住民運動が巻き起ころうとしています。

住民の不安をなくし、生徒と住民が健康で安心して暮らせる生活環境を将来にわたって守り引き継いでいかなければなりません。京丹波町P C B 廃棄物等の持ち込みを禁止する条例の制定は、本町へのP C B 廃棄物、汚染土壌の持ち込みを断固阻止するために、必要不可欠であることを申しあげ、私の賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 8番 横山君

○8番（横山 勲君） 私はただいま上程になっております議案第59号 京丹波町P C B 廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

国は、平成13年6月に、ポリ塩化ビフェニルいわゆるP C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法を制定して、廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、これら処理を進めるため、北九州市、大阪市、豊田市、東京都、室蘭市の全国5ヶ所に広域処理施設を整備し、廃棄物の処理の推進を図ってきておりますが、事業者に対しては毎年知事に保管場所等の届出と保管場所変更の場合の届出の義務を課しているのみであります。さ

らに、平成28年7月までに処分を求めておりますが、汚染土壌についてはまったくその処理方法が確立されておらず、きわめて片手落ちの理解できない特別措置法となっております。

本町においては、町民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境が極めて強く求められることから、それぞれの責任を明らかにして、良好な環境を保全するため、平成17年10月に「京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例」が制定され、町民の快適な環境の保全に寄与しているところであります。

今回のポリ塩化ビフェニル廃棄物の持ち込み問題に関しての国の特別措置法は、単に知事に保管場所の変更を届出すればよいだけの法律であります。この矛盾を指摘し、正し、京丹波町が町民運動として、汚染廃棄物を出さない、持ち込ませないことを合言葉に、安全で快適な生活環境が保たれることを念じ、この緑豊かな京丹波町の自然環境が守られることを願い、議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込みを禁止する条例の制定に賛成をいたします。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) ただいま上程になっております議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

ただいま2名の方から賛成の討論があつて、いろんなことが言われておりますが、特に私が申しあげておきたいのは1点はこの条例をつくることについては賛成の立場でございますが、この条例が提案された本日に議員に配布をされるという状況でございました。

京丹波町の条例であります。議員に事前に配布されるということは当然と思ひます。その点については緊急を要しておつたといへども、そういう努力をして、提案者としての責任を果たしていただきたい。その点を申しあげておきたい。

と申しますのは、いろいろ質疑の中で出ておりましたように、町の責務、また損害賠償の問題、土地所有者の責任もあるのではないかと、そういうことを条例に入れるべきではないかというような意見もありました。条例というのはそういった知恵をしっかりと活かしてつくっていくということが大切であります。当面PCBの廃棄物ということになっておりますが、町内には土砂持込み仮置きということも多いわけでありまして、特にいまの法律では、一時置きや仮置きというのが法の不十分なところとして、そこに付けこんでやってきているという点もあります。住民の生活環境を守る町の町づくりにとつても非常に大事というように思ひますのでそういう点もふまえて、しっかりと取り組んでいくということが大事と思ひます。

今回のPCBの廃棄物の持込みについては絶対認めない、そういう姿勢が一番基本だと思ひますし、この条例を作ることによって、町長も言われておりますようにそういう姿勢をし

っかり示すということが非常に大事というように思います。

そしてこの条例と合わせて、住民運動というのが非常に大事だと思いますので、住民としっかり力を合わせて、この阻止に向けて取り組んでいく。協働のまちづくりといわれておりますが、そういう町と住民が力を合わせてまちづくりを進めていくということになると思いますので、その点からこの条例案の点については賛成を申しあげて、賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

議案第59号 京丹波町PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成20年第3回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前10時15分 閉会